

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 有線放送電話規則を廃止する省令 (総務五九) 四
- 高精度テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式を廃止する省令(同六〇) 四
- 高精度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式を廃止する省令(同六一) 四
- 放送法施行規則の一部を改正する省令(同六二) 四
- 無線局(放送局を除く。)の開設の根本的基準の一部を改正する省令(同六三) 四
- 電波法施行規則の一部を改正する省令(同六四) 四
- 無線局免許手続規則の一部を改正する省令(同六五) 四
- 無線局運用規則の一部を改正する省令(同六六) 四
- 無線設備規則の一部を改正する省令(同六七) 四
- 放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令(同六八) 四
- 電波監理審議会議事規則の一部を改正する省令(同六九) 四
- 有線電気通信法施行規則の一部を改正する省令(同七〇) 三三
- 有線電気通信設備令施行規則の一部を改正する省令(同七一) 三三
- 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令(同七二) 三三
- 事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令(同七三) 三三
- 電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の一部を改正する省令(同七四) 三三
- 登録点検事業者等規則の一部を改正する省令(同七五) 三三
- 総務省組織規則の一部を改正する省令(同七六) 三三
- 特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部を改正する省令(同七七) 三三
- 電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則の一部を改正する省令(同七八) 三三
- 電気通信事業紛争処理委員会手続規則の一部を改正する省令(同七九) 三三
- 電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令(同八〇) 三三
- 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同八一) 三三
- 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令(同八二) 二七
- 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令(同八三) 二九
- 一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令(同八四) 三三
- 中波放送に関する送信の標準方式(同八五) 三三
- 超短波放送に関する送信の標準方式(同八六) 三五
- 標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(同八七) 三六
- 標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式(同八八) 三六
- 超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式(同八九) 三七
- 超短波データ多重放送に関する送信の標準方式(同九〇) 三九
- 標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式(同九一) 三〇
- 標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式(同九二) 三二
- 標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式(同九三) 三五
- 衛星一般放送に関する送信の標準方式(同九四) 三六
- 有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令(同九五) 三五
- 放送大学学園法施行規則の一部を改正する省令(総務・文部科学一) 三九
- 無線局免許手続規則第二條第六項第三号の規定により、同一人に属する二以上の無線局相互間において共通に使用することができる装置を定める等の件を廃止する件(総務二二三三) 三九
- フレーム行列の構成、フレーム制御符号の構成、音声信号の送出手順及びデータパケットの送出手順を定める等の件を廃止する件(同二三四) 三九
- 走査線内信号切替方式又は走査線転移方式による映像信号のスクランブルの手順、疑似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順、疑似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報の構成及び送出手順を定める等の件を廃止する件(同二三五) 三九
- 伝送制御符号の構成を定める等の件を廃止する件(同二三六) 三九
- 特定新規開設局の件及び特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則第六條の二第二号の総務大臣が指定する受信設備の件を廃止する件(同二三七) 三九
- パイロット情報の構成を定める件を廃止する件(同二三八) 三九
- 人工衛星によるデジタル放送に係る有料放送役務標準契約約款を定めた件を廃止する件(同二三九) 三九
- 周波数割当計画の一部を変更する件(同二四〇) 三九
- 放送用周波数使用計画の一部を変更する件(同二四一) 三九
- 放送普及基本計画の一部を変更する件(同二四二) 三九
- 無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる放送局を定める件の一部を改正する件(同二四三) 三九
- 放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出の方法を定める件の一部を改正する件(同二四四) 三九
- 電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件の一部を改正する件(同二四五) 三九

(以下次のページへ続く)

(最初の意見の聴取の期日における手続)
 第四十一条 主任審理官は、最初の意見の聴取の期日の冒頭において、指定職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実を意見の聴取の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。
 第四章を第三章とし、同章の次に次の一章を加える。
 第四章 省令の制定等の諮問を受けた場合の意見の聴取
 (意見の聴取の開始)

第四十三条 電波監理審議会は、法第九十九条の十一第一項第一号又は放送法第七十七条第一項第五号の規定により諮問を受けた事案については法第九十九条の十二第二項又は放送法第七十八条第二項の規定により意見の聴取を行う場合においては、主任審理官を指名しなければならない。
 2 主任審理官(第四十四条において準用する第二項第三項の規定により主任審理官の職務を代行する補佐審理官を含む。以下この章において同じ。)は、意見の聴取を開始するには、意見の聴取を行うべき期日の十日前までに、事案の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を公告しなければならない。
 (準用)

第四十四条 第二項第二項及び第三項、第三条、第四条第三項から第五項まで、第五条第一項、第六條から第八條まで、第九条(同条第八号を除く。)、第十條から第二十二條まで、第二十四條、第三十七條(同条第六号を除く。)、第三十八條、第三十九條並びに第四十一條の規定は、総務省令の制定等の諮問を受けた場合の意見の聴取に準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二項第二項	前項	第四十三條第一項
第三條(見出しを含む。)、第四條見出し及び第三項、第七條、第十條、第十二條第二項及び第十四條、第十三條第一項、第十五條第一項及び第二項、第十七條見出し及び第一項、第十八條第一項、第十九條から第二十一條まで、第二十四條(見出しを含む。)、第二十七條	審理	意見の聴取
第三條	の議に付された	に諮問された
第四條第四項	審理に出席する者に通知し、かつ、公告	公告
第四條第五項	第二項	第四十三條第二項
第五條第一項	参加人として当該審理	意見の聴取
第六條、第十條	、異議申立人及び参加人	及び利害関係者
第九條第一号	異議申立人又は参加人	利害関係者
第九條第六号	処分	立案

第十條	第二條第一項又は第二項	第四十三條第一項又は第四十四條において準用する第二條第二項
第十五條第一項	異議申立人、参加人	利害関係者
第十五條第一項、第十六條、第十八條第一項、第二十一條、第二十二條、第二十三條、第三十七條第四号及び第五号	異議申立人等	利害関係者等
第十八條見出し及び第一項	審理準備会議	意見聴取準備会議
第十八條第一項	争点の整理及び立証	陳述
第二十四條	当該審理	当該意見の聴取
第三十七條	第九十三條第一項	第九十九條の十二第六項において準用する法第九十三條第一項
第三十九條第一項	第九十三條第二項	第九十九條の十二第六項において準用する法第九十三條第二項
第四十一條	予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項並びにその原因となる事実	事案の内容(省令の制定等をした場合の意見の聴取を受けた場合は、予定される総務省令の制定又は改廃の趣旨及び内容)

第四十七條中、「放送法第五十三條の十第一項第一号から第四号まで又は電気通信役務利用放送法第十八條第一項第三号若しくは第四号」を「又は放送法第七十七條第一項第一号から第三号まで」に、「放送法第五十三條の十一第二項又は電気通信役務利用放送法第十九條第二項」を「又は放送法第七十八條第二項」に改める。

附則
 1 この省令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行の日(平成二十三年六月三十日)から施行する。
 2 この省令の施行前に電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の規定により行われた審理又はこのための手続は、この省令による改正後の電波監理審議会が行う審理及び意見の聴取に関する規則の相当規定により行われたものとみなす。

○総務省令第七十五号
 放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の一部の施行に伴い、並びに電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、登録点検事業者等規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成二十三年六月二十九日
 総務大臣 片山 善博

登録点検事業者等規則の一部を改正する省令
 登録点検事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。
 登録検査等事業者等規則

目次を次のように改める。

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 検査等事業者の登録手続(第二条―第八条)
- 第三章 外国点検事業者の登録手続(第九条―第十四条)
- 第四章 登録に係る検査又は点検の実施等(第十五条―第二十二條)
- 第五章 雑則(第二十三条―第二十五条)

第一条中、「登録点検事業者」を、「登録検査等事業者」に、「登録点検事業者等」を「登録検査等事業者等」に、「登録及び点検」を「登録及び検査又は点検」に改める。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 検査等事業者の登録手続

第二条第二項中「には」の下に「次に掲げる事業者ごとに、それぞれ」を加え、同項各号を次のように改める。

一 検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)

イ 検査又は点検を行う無線設備等に係る無線局の種類別

ロ 検査又は点検の業務を行う事務所の名称及び所在地

ハ 検査又は点検の業務を行う組織(申請者が法人の場合に限る。)

二 無線局の種類ごとの無線設備等の点検を行う者(以下「点検員」という。)の氏名及び法別表第一に掲げる条件のうち該当するもの(当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合は、無線従事者の資格(陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士に限る。及び免許証の番号)

ホ 点検に用いる測定器その他の設備(以下「測定器等」という。)の名称又は型式及び製造事業者名

ヘ 測定器等の保守及び管理並びに法第二十四条の二第四項第二号の校正又は校正(以下「校正等」という。)の計画

ト 無線設備等の検査(点検である部分を除く。以下「判定」という。)を行う者(以下「判定員」という。)の氏名及び法別表第四に掲げる条件のうち該当するもの(当該判定員が無線従事者の資格を有する場合は、その資格及び免許証の番号)

チ 無線局の種類ごとの検査又は点検の実施方法

リ 検査又は点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項

二 検査等事業者(点検の事業のみを行う者に限る。)

イ 点検を行う無線設備等に係る無線局の種類別

ロ 点検の事業を行う事務所の名称及び所在地

ハ 点検の業務を行う組織(申請者が法人の場合に限る。)

二 無線局の種類ごとの点検員の氏名及び法別表第一に掲げる条件のうち該当するもの(当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合は、無線従事者の資格(陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士に限る。及び免許証の番号)

ホ 測定器等の名称又は型式及び製造事業者名

ヘ 測定器等の保守及び管理並びに校正等の計画

ト 無線局の種類ごとの点検の実施方法

チ 点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項

第二条第三項中「前項第四号」を「前項第一号二及び第二号二」に改め、同条第四項中「点検員が法別表第一に掲げる条件に該当する者であることの証明書」を「次に掲げる証明書」に改め、「当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合を除く。」を削り、同項に次の各号を加える。

一 検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)にあつては、点検員が法別表第一(第一号を除く。)に掲げる条件のいずれかに該当する者であることの証明書及び判定員が法別表第四(第一号及び第二号の無線従事者の資格を有することの証明書を除く。)に掲げる条件のいずれかに該当する者であることの証明書

二 検査等事業者(点検の事業のみを行う者に限る。)にあつては、点検員が法別表第一(第一号を除く。)に掲げる条件のいずれかに掲げる条件に該当する者であることの証明書

第二条第五項中「法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第二号に定める様式の書類」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

一 検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)であつて、申請者が法人である場合は、定款の謄本、登記事項証明書、役員の名簿並びに過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類及び法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類

二 検査等事業者(点検の事業のみを行う者を除く。)であつて、申請者が個人である場合は、氏名、住所及び生年月日を証する書類並びに過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類及び法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類

三 検査等事業者(点検の事業のみを行う者に限る。)である場合は、法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類

第十五条の見出しを「特別民法法人たる登録検査等事業者」に改め、同条中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者(点検の事業のみを行う者に限る。)」に、「一般財団法人又は一般財団法人」を「一般財団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号) 第四十二条第二項に規定する特別民法法人」に改め、同条を第二十五条とす。

第十四条中(「第八条第二項において準用する場合を含む。」を削り、同条第一号中「第五項」の下に「又は第三条第二項」を加え、同条第二号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第三号中「第五条」を「第六条第一項」に改め、同条第四号中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第五号中「第七条」を「第八条」に改め、同条に次の五号を加え、同条を第二十四条とす。

六 第九条第二項及び第五項に規定する書類

七 第十一条第一項又は第三項の規定に基づき提出する書類

八 第十二条第一項の規定に基づき提出する書類

九 第十三条第一項の規定に基づき提出する書類

十 第十四条の規定に基づき提出する書類

第十三条を第五十二条とする。

第十二条を第五項とす。

登録検査等事業者等は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類(第三項において「帳簿等」という。)を、検査又は点検を行う事業所に備え付け、帳簿の使用を終わった日、第十八条の交付の日又は前条の通知の日から六年間保存しなければならない。

一 検査を行った場合 次のイからリまでに掲げる事項を記載した帳簿及び第十八条の検査結果証明書

イ 検査を行った無線設備等に係る無線局の種類別、識別信号及び免許の番号

ロ 検査を依頼した無線局の免許人の氏名又は名称

ハ 検査及び点検を行った年月日

ニ 点検を行った場所

ホ 第十六条第一項に規定する検査の実施項目ごとの検査の成績及び点検の結果

ヘ 点検を行った点検員の氏名

ト 点検を行った際に使用した測定器等の名称若しくは型式、製造事業者名、製造番号、校正等の年月日、校正機関名及び校正等を受けた方法（ただし、校正等の方法が法第二十四条の第二項第二号に規定する方法に該当する場合は、当該点検に使用した測定器等を校正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、直近の校正等を行った年月日及び校正を行った者の氏名又は名称を併せて記載すること。）

チ 総合試験において無線設備の操作を行った無線従事者の氏名、無線従事者の資格及び免許証の番号

二 点検のみを行った場合 次のイからチまでに掲げる事項を記載した帳簿又は前条の点検結果通知書の写し

イ 点検を行った無線設備に係る無線局の種別、識別信号及び免許の番号、予備免許の番号又は許可の番号

ロ 点検を依頼した無線局の免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称

ハ 点検を行った年月日

ニ 点検を行った場所

ホ 点検の結果

ヘ 点検を行った点検員の氏名

ト 点検を行った際に使用した測定器等の名称若しくは型式、製造事業者名、製造番号、校正等の年月日、校正機関名及び校正等を受けた方法（ただし、校正等の方法が法第二十四条の第二項第二号に規定する方法に該当する場合は、当該点検に使用した測定器等を校正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、直近の校正等を行った年月日及び校正を行った者の氏名又は名称を併せて記載すること。）

チ 総合試験において無線設備の操作を行った無線従事者の氏名、無線従事者の資格及び免許証の番号

第十二条第二項中「登録点検事業者等」を「登録検査等事業者等」に、「第二条第二項第六号」を「第二条第二項第一号」へ若しくは「第二条第二号」又は「第九条第二項第六号」に改め、同条を第二十二号とする。

第十一条中「登録点検事業者等」を「登録検査等事業者等」に、「当該点検の結果を、別表第五号に定める登録点検結果通知書をもって」を「別表第八号に定める点検結果通知書により」に改め、同条を第二十一号とする。

第十条を第二十号とする。

第九条第一項中「第七十三条第三項」を「第七十三条第四項」に、「法第二十四条の第二項又は法第二十四条の第十三第一項の登録に係る点検（以下「点検」という。）を「点検」に、「別表第四号」を「別表第七号」に改め、同条第二項中「登録点検事業者等」を「登録検査等事業者等」に、「（第八号第二項において準用する場合を含む。）」を「又は第九号第二項」に改め、同条第三項中「登録点検事業者等」を「登録検査等事業者等」に改め、国が開設するもの」の下に「（第十五条に規定する無線局で国が開設するものに限る。）」を加え、同条を第十九号とし、第三章中同条の前に次の四条を加える。

第十五条 法第七十三条第三項の総務省令で定める無線局は、次の各号のいずれかに該当する無線局とする。

- 一 法第一百三十三の二第二項各号に掲げる者が専ら当該各号に定める事務の用に供することを目的として開設する無線局その他これらに類するものとして電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第十四条各号に掲げる無線局
- 二 法第一百三十三の二第二十三項第一号及び第二号に掲げる無線局
- 三 地上基幹放送局
- 四 船舶局（旅客船の船舶局に限る。）
- 五 航空機局
- 六 地球局（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号に規定する一般放送及び同条第十三号に規定する衛星基幹放送の業務の用に供するものに限る。）

七 航空機地球局

八 船舶地球局（旅客船及び第一号の無線局を開設する船舶の船舶地球局に限る。）

九 人工衛星局（放送法第二条第三号に規定する一般放送の業務の用に供するものに限る。）

十 衛星基幹放送局

十一 前号までに掲げる無線局の他、無線局の目的及び利用方法を勘案して、総務大臣が別に告示する無線局

（検査の実施項目等）

第十六条 法第七十三条第三項の総務省令で定める検査の実施項目は、別表第五号のとおりとする。

2 登録検査等事業者は、第二条第二項第一号の登録に係る業務実施方法書に従って適切に検査を行わなければならない。

（検査の実施方法等）

第十七条 検査の実施方法等については、総務大臣が告示するものとする。

（検査結果証明書の交付）

第十八条 登録検査等事業者は、検査を実施したときは、別表第六号に定める検査結果証明書を検査を依頼した者に交付しなければならない。

第三章の章名中「係る」の下に「検査又は」を加え、同章を第四章とする。

第八条の見出しを「（外国点検事業者の登録の申請）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の第二項の業務の実施の方法を定める書類（以下「外国業務実施方法書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 点検を行う無線設備等に係る無線局の種別
 - 2 点検の業務を行う事務所名称及び所在地
 - 3 点検の業務を行う組織（申請者が法人の場合に限る。）
 - 4 無線局の種別ごとの点検員の氏名及び別表第一に掲げる条件のうち該当するもの（当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合は、無線従事者の資格（陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士に限る。）及び免許証の番号）
 - 5 測定器等の名称又は型式及び製造事業者名
 - 6 測定器等の保守及び管理並びに校正等の計画
 - 7 無線局の種別ごとの点検の実施方法
 - 8 点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項
 - 8 点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項
- 第八条に次の三項を加える。
- 3 前項第四号の無線従事者の資格のうち、陸上特殊無線技士の資格又は第一級アマチュア無線技士の資格を有する者は、海岸局、航空局、船舶局及び航空機局以外の無線設備等の点検に限って行うものとする。
- 4 第二項の外国業務実施方法書には、点検員が別表第一（第一項を除く。）に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない。
- 5 法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の第二項の業務の実施の方法を定める書類は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の第二項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類とする。
- 第八条を第九号とし、同条の次に次の五条を加える。
- （登録外国点検事業者の登録証の様式）
- 第十条 法第二十四条の十三第二項において準用する第二十四条の四第一項の登録外国点検事業者の登録証の様式は、別表第四号のとおりとする。
- （登録外国点検事業者の変更の届出）
- 第十一条 登録外国点検事業者は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の五第一項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 変更の内容
- 三 変更の年月日

2 前項の届出があつた場合において、関東総合通信局長は、新たな登録証の交付による訂正を行うことがある。

3 登録外国点検事業者は、第九条第二項各号（第二号を除く。）に掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号
二 変更の内容
三 変更の年月日

4 登録外国点検事業者は、点検員を追加するときは、前項の届出書に当該点検員が法別表第一（第一号を除く。）に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない。

5 関東総合通信局長は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の五第一項の規定による届出があつた場合には、その届出があつた事項を登録外国点検事業者登録簿に登録しなければならない。

（登録外国点検事業者の登録証の再交付）

第十二条 登録外国点検事業者は、登録証を破損し、汚し、失つた等のために登録証の再交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

一 登録の年月日及び登録番号
二 再交付の理由

2 登録外国点検事業者は、新たな登録証の交付を受けたときは、遅滞なく旧登録証を返納しなければならない。ただし、登録証を失つた等のためにこれを返納することができない場合は、この限りでない。

（登録に係る事業の承継の届出）

第十三条 法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の六第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書に法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の六第二項の事実を証する書面及び法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類を添えて、関東総合通信局長に提出しなければならない。

一 登録外国点検事業者の地位を承継した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 承継に係る登録番号及び登録外国点検事業者の名称

三 前項の事実を証する書面は、次に掲げるものとする。

一 事業の全部を譲り受けたことによつて登録外国点検事業者の地位を承継した者にあつては、事業の全部の譲り受けがあつたことを証する書面（法人にあつては、登記事項証明書又はこれに準ずるもの及び事業の全部の譲り受けがあつたことを証する書面）

二 登録外国点検事業者の地位を承継した相続人にあつては、戸籍全部事項証明書又はこれに準ずるもの

三 合併又は分割により登録外国点検事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書又はこれに準ずるもの

（登録外国点検事業者の廃止の届出）

第十四条 登録外国点検事業者は、法第二十四条の十三第二項において準用する法第二十四条の九第一項の規定による登録に係る事業の廃止の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を関東総合通信局長に提出しなければならない。

一 登録外国点検事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 登録の年月日及び登録番号
三 廃止の年月日
四 廃止の理由

第七条中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改め、同条第二号中「登録の」を「登録又はその更新の」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の章名を付する。

第三章 外国点検事業者の登録手続

第六条第一項中「別表第二号」を「別表第三号」に、「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改め、同条第二項中「次に掲げる」の下に「事業者ごとに、それぞれ次に掲げる」を加え、同項各号を次のように改める。

一 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。以下この号において同じ。）
イ 事業の全部を譲り受けたことによつて登録検査等事業者の地位を承継した者にあつては、事業の全部の譲り受けがあつたことを証する書面（法人にあつては、定款の謄本、登記事項証明書、役員の名簿及び過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類並びに事業の全部の譲り受けがあつたことを証する書面）

ロ 登録検査等事業者の地位を承継した相続人にあつては、戸籍全部事項証明書及び過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類

ハ 合併又は分割により登録検査等事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の定款の謄本、登記事項証明書、役員の名簿及び過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類

二 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者に限る。以下この号において同じ。）
イ 事業の全部を譲り受けたことによつて登録検査等事業者の地位を承継した者にあつては、事業の全部の譲り受けがあつたことを証する書面（法人にあつては、登記事項証明書及び事業の全部の譲り受けがあつたことを証する書面）

ロ 登録検査等事業者の地位を承継した相続人にあつては、戸籍全部事項証明書

ハ 合併又は分割により登録検査等事業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書

第六条第三項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改め、同条を第七条とする。

第五条中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改め、同条第一項第一号中「登録の」を「登録又はその更新の」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改め、同項第一号中「登録の」を「登録又はその更新の」に改め、同条第三項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に改め、「第二号第二項各号」の下に「（第一号及び第二号を除く。）」を加え、同項第一号中「登録の」を「登録又はその更新の」に改め、同条第四項中「登録点検事業者」を「登録検査等事業者」に、「変更後の業務実施方法書」を「届出書」に改め、「別表第一」の下に「（第一号を除く。）」を加え、「当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合を除く。」を削り、同条第五項中「登録点検事業者登録簿」を「登録検査等事業者登録簿」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加え、同条を第五条とする。

5 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）は、判定員を追加するときは、第三項の届出書に当該判定員が法別表第四（第一号及び第二号の無線従事者の資格を有することの証明書を除く。）に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない。

第三条中「別表第三号」を「別表第四号」に改め、同条を第四条とする。

第二条の次に次の一条を加える。

（登録の更新）

第三条 法第二十四条の二の二第一項の登録の更新の申請は、登録の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。

2 前条（第二項第二号、第三項（点検の事業のみを行う者に限る。）、第四項第二号及び第五項第三号を除く。）の規定は、前項の登録の更新について準用する。

別表第一中「第2条及び第8条」や「第2条第1項、第3条第2項及び第9条第1項」及び「登録点検事業者等申請書」や「登録検査等事業者等申請書」及び「第24条の2第1項(注3)の登録」や「第24条の2第2項の登録の更新(注3)」及び「2 点検に用いる測定器その他の設備の概要(注5)」及び「24条の13第1項の登録」

「2 点検に用いる測定器その他の設備の概要(注5)」及び「同表注4中「点検」や「検査又は点検」に改め、同表注5のように加える。

6 電波法第24条の2第1項の登録を受けようとする者が点検の事業のみを行う者である場合は、その旨を記載すること。

別表第五号中「登録点検結果通知書の様式(第11条関係)」や「点検結果通知書の様式(第21条関係)」に於て「同表一枚目中「登録点検結果通知書」や「点検結果通知書」及び「あて」や「宛て」及び「登録の氏名又は名称(注1)」や「登録検査等事業者等規則」や「登録検査等事業者等規則」に於て「下記のとおり通知します。」の次に「(注2)」や「加え、免許番号(注2)」や「免許番号(注3)」及び「3 船舶局無線従事者証明書の所有及びその効力」や「3 船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明書の効力」及び「1 時計の備付け及び条件」

1 時計の備付け及び条件	備付け	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	1 時計の備付け
	条件	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	合致	<input type="checkbox"/>	相違 <input type="checkbox"/>	

備付け 有 無 に改め、注2を注3とし、注1の次に次のように加える。

2 登録外国点検事業者の点検の場合は、「第2条第2項」とある部分は「第9条第2項」と、「業務実施方法書」とある部分は「外国業務実施方法書」とする。

別表第五号4枚目中「別表第四号」を「別表第七号」に改め、同表を別表第八号とする。

別表第四号中「登録点検事業者等」を「登録検査等事業者等」に、「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同表第一の表を次のように改める。

点検の種類	点検の項目
一 法第十條第二項の点検	<ul style="list-style-type: none"> イ 選任されている無線従事者の資格及び員数 ロ 選任されている無線従事者の従事事実 ハ 主任無線従事者の主任講習の受講事実(主任無線従事者を選任する場合に限る。) ニ 船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明書の効力(船舶局で義務のある場合に限る。) ホ 遭難通信責任者の配置(船舶局で、義務のある場合に限る。)
二 法第七十三條第四項の点検	<ul style="list-style-type: none"> イ 選任されている無線従事者の資格及び員数 ロ 選任されている無線従事者の従事事実 ハ 主任無線従事者の監督の事実及び主任講習の受講事実(主任無線従事者を選任している場合に限る。) ニ 船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明書の効力(船舶局で義務のある場合に限る。) ホ 遭難通信責任者の配置(船舶局で、義務のある場合に限る。)

別表第四号第二の表を次のように改める。

点検の種類	点検の項目
一 法第十條第二項の点検	<ul style="list-style-type: none"> イ 時計の備付け ロ 無線業務日誌の備付け ハ その他の書類の備付け
二 法第七十三條第四項の点検	<ul style="list-style-type: none"> イ 時計の備付け ロ 無線局免許状の備付け及び揭示 ハ 無線業務日誌の備付け及び保存並びに記載内容 ニ その他の書類の備付け

別表第四号第三の表を次のように改める。

照合書類の区別	点検の種類	点検の項目
無線局事項書	一 法第十條第二項の点検	<ul style="list-style-type: none"> イ 予備免許を受けた者の氏名又は名称及び住所 ロ 無線設備の設置場所(常置場所) ハ 無線設備の設置箇所(船舶局、船舶地球局、航空機局及び航空機地球局で、条件がある場合に限る。) ニ 法第三十五條の措置(船舶局及び船舶地球局で、措置の義務がある場合に限る。) ホ 船舶又は航空機関係事項(船舶局及び航空機局に限る。)
工事設計書	二 法第十八條第二項の点検	<ul style="list-style-type: none"> 無線設備の設置場所(常置場所) ニ 法第三十五條の措置(船舶局及び船舶地球局で、措置の義務がある場合に限る。) ホ 船舶又は航空機関係事項(船舶局及び航空機局に限る。)
	三 法第七十三條第四項の点検	<ul style="list-style-type: none"> イ 免許人の氏名又は名称及び住所 ロ 無線設備の設置場所(常置場所) ハ 無線設備の設置箇所(船舶局、船舶地球局、航空機局及び航空機地球局で、条件がある場合に限る。) ニ 法第三十五條の措置(船舶局及び船舶地球局で、措置の義務がある場合に限る。) ホ 船舶又は航空機関係事項(船舶局及び航空機局に限る。)
	一 法第十條第二項の点検	<ul style="list-style-type: none"> イ 送信(受信)可能な電波の型式及び周波数 ロ 送受信設備、特殊な設備及び附属装置について、型式又は名称、製造番号及び型式検定番号等 ハ 空中線系 ニ 電源設備 ホ 計器、予備品、制御器の照明、非常灯及び連絡設備(船舶局で、義務がある場合に限る。)
	二 法第十八條第二項の点検	<ul style="list-style-type: none"> イ 送信(受信)可能な電波の型式及び周波数(変更した場合に限る。) ロ 送受信設備、特殊な設備及び附属装置について、型式又は名称、製造番号及び型式検定番号等(変更した場合に限る。) ハ 空中線系(変更した場合に限る。)

三 法第七十三条
第四項の点検

- イ 送信（受信）可能な電波の型式及び周波数
- ロ 送受信設備、特殊な設備及び附属装置について、型式又は名称、製造番号及び型式検定番号等
- ハ 空中線系
- ニ 電源設備
- ホ 計器、予備品、制御器の照明、非常灯及び連絡設備（船舶局で、義務がある場合に限る。）

HF及びVHF通信装置

- 一 周波数
- 二 スプリアス発射又は不要発射の強度
- 三 空中線電力
- 四 変調特性
- 五 受信感度
- 六 選択度

を

HF、VHF及びUHF通信装置

- 一 周波数
- 二 スプリアス発射又は不要発射の強度
- 三 空中線電力
- 四 変調特性
- 五 受信感度
- 六 選択度

五及び六については、UHF通信装置を除く。

に、「実効輻射電力」

別表第四号第三第二号の表中

を「実効輻射電力」に、「放送局」を「地上基幹放送局」に改め、同表を別表第七号とする。

別表第三号中「第3条及び第8条」を「第4条及び第10条」に、「登録又はその更新の年月日」を「登録の年月日」に改め、同表を別表第七号とする。

登録点検事業者等の名称	登録点検事業者等の住所
登録点検事業者等の名称	登録点検事業者等の住所

電波法第24条の2第4項の規定により上記のとおり登録したことを証する。(注1)

電波法第24条の2第4項の規定により上記のとおり登録したことを証する。(注2)

を

登録点検事業者等の名称	登録点検事業者等の住所
登録点検事業者等の名称	登録点検事業者等の住所

電波法第24条の2第4項の規定により上記のとおり登録したことを証する。(注1)

電波法第24条の2第4項の規定により上記のとおり登録したことを証する。(注2)

「(注2) (何) 総合通信局長 (印)」を「(注4) (何) 総合通信局長 (印)」に改め、注2を注4とし、注1を注3とし、注3の前に次のように加え、同表を別表第四号とする。

注1 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）に限り記載する。

注2 登録を受けた者が点検の事業のみを行う者である場合はその面を記載する。

別表第四号の次に次の二表を加える。

- 別表第五号 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十六条第一項関係）
- 一 無線従事者の資格及び員数
 - 二 選任されている無線従事者の資格及び員数
 - 三 主任無線従事者の監督の事実及び主任講習の受講事実（主任無線従事者を選任している場合に限る。）
 - 四 船舶局無線従事者証明書の所有及び当該証明書の効力（船舶局で、義務のある場合に限る。）
 - 五 遭難通信責任者の配置（船舶局で、義務のある場合に限る。）
- 第二 法第六十条の時計及び備付書類
- 一 時計の備付け
 - 二 無線局免許状の備付け及び揭示
 - 三 無線業務日誌の備付け及び保存並びに記載内容
 - 四 その他の書類の備付け
- 第三 無線設備
- 一 無線局事項書及び工事設計書に記載された内容と実装との照合

照合書類の区分	検査の項目
無線局事項書	イ 免許人の氏名又は名称及び住所 ロ 無線設備の設置場所（常置場所） ハ 無線設備の設置箇所（船舶局及び船舶地球局で、条件がある場合に限る。） ニ 法第三十五条の措置（船舶局及び船舶地球局で、措置の義務がある場合に限る。） ホ 船舶関係事項（船舶局に限る。）
工事設計書	イ 送信（受信）可能な電波の型式及び周波数 ロ 送受信設備、特殊な設備及び附属装置について、型式又は名称、製造番号及び型式検定番号等 ハ 空中線系 ニ 電源設備 ホ 計器、予備品、制御器の照明、非常灯及び連絡設備（船舶局で、義務がある場合に限る。）

無線局的種別及び無線設備名	検査の項目	備考
基本及び予備設備	一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 空中線電力 四 変調特性	電池を備えるものは、その有効期限の確認を含む。
船舶局	一 周波数 二 空中線電力	電池の有効期限の確認を含む。
船	一 周波数 二 空中線電力 三 伝送速度 四 無変調送信時間 五 識別信号	
船	一 周波数 二 空中線電力 三 伝送速度 四 無変調送信時間 五 識別信号	

捜索救助用レーダートランスポンダ	一	周波数	電池の有効期限の確認を含む。
	二	空中線電力	
	三	受信感度	
捜索救助用位置指示送信装置	一	周波数	電池の有効期限の確認を含む。
	二	占有周波数帯幅	
	三	空中線電力	
	四	識別信号	
船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置	一	周波数	
	二	占有周波数帯幅	
	三	空中線電力	
	四	識別信号	
船舶地球局	一	周波数	二については、実効放射電力とする。
	二	空中線電力	
その他の無線局	一	周波数	五十二の六第四十五条の設備規則については、設ける無線設備の無線局に限る。 七、八及び九は、航空局及び無線航行局に適用される。 七、八及び九は、海岸局及び無線航行局に適用される。
	二	占有周波数帯幅	
	三	スプリングス放射又は不要放射の強度	
	四	空中線電力	
	五	送信パルス特性	
	六	隣接チャンネル漏えい電力	
	七	変調特性	
	八	受信感度	
	九	選択度	

注1 この表による電気的特性の検査の項目以外に、総務大臣が特に必要と認める検査項目等は、告示で定めるものとする。

2 この表による検査の項目のうち、無線設備の機器の構造その他の事情により当該検査を実施することが困難又は不合理であると総務大臣が認めるものについては、この限りでない。

三 総合試験

- (1) 無線局の目的の遂行可能性を確認することを原則とする。
- (2) 具体的な確認の方法は、告示で定めるところによるものとする。

別表第六号 検査結果証明書の様式（第18条関係）

検査を依頼した者宛てに証明する検査結果証明書（総合通信頭等が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

年月日
検査結果証明書
検査を依頼した無線局の免許人 宛て
登録検査等事業者の 氏名又は名称（注1） 印 登録番号

表 辺

登録検査等事業者等規則第2条第2項に規定する業務実施方法書に基づき貴所属無線局の無線設備等の検査を行い、当該検査の結果が、下表のとおりであったことを証明します。

検査年月日（注2）		判定員の氏名及び該当区分（注3）	
点検年月日		点検員の氏名及び該当区分（注3）	
無線局の種別		免許番号	
識別信号		点検場所	
検査結果	無線従事者の資格及び員数（注4）	<input type="checkbox"/> 電波法第39条、第40条及び第50条の規定に違反していない。 <input type="checkbox"/> 電波法第39条、第40条及び第50条の規定のいずれかに違反している。	
	時計及び書類（注5）	<input type="checkbox"/> 電波法第60条の規定に違反していない。 <input type="checkbox"/> 電波法第60条の規定に違反している。	
	無線局の無線設備（注6）	<input type="checkbox"/> 工事設計に合致している。 <input type="checkbox"/> 工事設計に合致していない。	
備考			

短 辺（日本工業規格A列4番）

注1 自筆により記載したときは、押印を省略することができる。ただし、法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載し、印は代表者のものとする。

- 2 判定員が判定を行った日とすること。
- 3 該当区分は、判定員にあっては法別表第4のいずれかに掲げる条件、点検員にあっては法別表第1のいずれかに掲げる条件のうち該当するものを「第1号」のように記載すること。
- 4 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が、第17条の告示により無線従事者の資格及び員数について検査を行った場合において、不可に該当する事項がない場合は、「電波法第39条、第40条及び第50条の規定に違反していない。」にV印を入れること。
- 5 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が、第17条の告示により法第60条の時計及び備付書類等について検査を行った場合において、不可に該当する事項がない場合は、「電波法第60条の規定に違反していない。」にV印を入れること。
- 6 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が、第17条の告示により無線設備の検査について検査を行った場合において、不可に該当する事項がない場合は、「工事設計に合致している。」にV印を入れること。

別表第一号中「第6条第1項及び第8条」を「第3条第2項、第7条第1項及び第13条第1項」に改め、「第24条の2第5項各号」を「又は法第24条の13第2項において準用する法第24条の2第5項各号」を加え、同表を別表第三号とする。

別表第一号の次に次の一表を加える。
別表第二号(第2条第5項、第3条第2項及び第7条第2項関係)

経	歴	書
1 氏名 2 生年月日 3 現住所 4 経歴		
期 自 年 月 日 至 年 月 日		勤務先並びに職務内容又は業務内容
上記のとおり相違ありません。		
年 月 日	氏名	印

注 不願の文字は、抹消すること。
附則 短 辺 (日本工業規格A列4番)

- この省令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行の日(平成二十三年六月三十日)から施行する。
(経過措置)
 - 登録検査等事業者等の登録申請書の様式は、この省令による改正後の別表第一号の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。この場合においては、改正後の別表第一号の注6に掲げる内容を別紙に記載して添付又は改正前の別表第一号の様式の余白に記載すること。
 - 法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す書類の様式は、この省令による改正後の別表第三号の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。
 - 点検結果通知書の様式は、この省令による改正後の別表第八号の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。
 - この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。
- 総務省令第七十六号
放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行に伴い、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年六月二十九日
総務大臣 片山 善博

総務省組織規則の一部を改正する省令
総務省組織規則(平成十三年総務省令第一号)の一部を次のように改正する。
第五十一条第二項第二号及び同条第四項第二号中「電気通信役務利用放送」を「一般放送」に改める。
第二百七十七条第六号、第二百九十七条第二号及び第三百六条第七号中「無線設備等の」の下に「検査又は」を加える。

附則
この省令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行の日(平成二十三年六月三十日)から施行する。
○総務省令第七十七号

放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行に伴い、及び電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第七十一条の規定に基づき、特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年六月二十九日
総務大臣 片山 善博

特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部を改正する省令
特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則(平成二十三年総務省令第四百四号)の一部を次のように改正する。
第三条第十一号中「放送事業者」を「基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者」に改める。
第四条第三十四号中「の無線設備が適合している技術基準」を「に係る電気通信設備」に、平成十五年総務省令第二十六号を「平成二十三年総務省令第八十七号」に改め、同条第三十五号中「の無線設備が適合している技術基準」を「に係る電気通信設備」に改める。
第五条第一項第一号及び第六条の二第三号中「放送用周波数使用計画」を「基幹放送用周波数使用計画」に改める。

附則
この省令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行の日(平成二十三年六月三十日)から施行する。
○総務省令第七十八号

放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行に伴い、電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年六月二十九日
総務大臣 片山 善博

電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則の一部を改正する省令
電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則(平成十三年総務省令第五百四十四号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

電気通信紛争処理委員会事務局組織規則
第一項中「電気通信事業紛争処理委員会」を「電気通信紛争処理委員会」に改める。
第二項中「又は電波の利用」を「電波の利用又は放送の業務」に改める。

附則
この省令は、放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行の日(平成二十三年六月三十日)から施行する。
○総務省令第七十九号

放送法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第六十五号)の施行に伴い、及び電気通信事業紛争処理委員会令(平成十三年政令第三百六十二号)第五条から第十条まで、第十四条及び第十五条の規定に基づき、電気通信事業紛争処理委員会手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年六月二十九日
総務大臣 片山 善博